

信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説の一部改正案新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の規定に基づき、並びに個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、信書便事業分野における事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p> <p>【趣旨】</p> <p>本条は、本ガイドラインの目的を定めたものである。</p> <p>【解説】</p> <p>● 本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号。<u>以下「個人情報保護法施行令」という。</u>）の規定に基づき、並びに個人情報保護法第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、信書の秘密の保護に係る「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年7月法律第99号。以下「信書便法」という。）第5条その他の関連規定を踏まえ、信書便事業分野における事業者に対し、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の規定に基づき、並びに個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、信書便事業分野における事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p> <p>【趣旨】</p> <p>本条は、本ガイドラインの目的を定めたものである。</p> <p>【解説】</p> <p>● 本ガイドラインは、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び「個人情報の保護に関する法律施行令」（平成15年政令第507号）の規定に基づき、並びに個人情報保護法第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）にのっとり、信書の秘密の保護に係る「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年7月法律第99号。以下「信書便法」という。）第5条その他の関連規定を踏まえ、信書便事業分野における事業者に対し、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して事業者が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るための指針として定めるものである。</p>

【参考】

○ 個人情報保護法

(目的)

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

(地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を

【参考】

○ 個人情報保護法

(目的)

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第7条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2～5 (略)

(地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を

<p>支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）</p> <p>2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項</p> <p>（3）分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針</p> <p>① 各省庁が所管する分野において講ずべき施策</p> <p>各省庁は、法の個人情報の取扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを検討するとともに、事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言等の支援を行うものとする。</p> <p>○ 信書便法 （秘密の保護）</p> <p>第 5 条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密は、侵してはならない。</p> <p>2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。</p>	<p>支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）</p> <p>2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項</p> <p>（3）分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針</p> <p>① 各省庁が所管する分野において講ずべき施策</p> <p>各省庁は、法の個人情報の取扱いに関するルールが各分野に共通する必要最小限のものであること等を踏まえ、それぞれの事業等の分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを早急に検討するとともに、事業者団体等が主体的に行うガイドラインの策定等に対しても、情報の提供、助言等の支援を行うものとする。</p> <p>○ 信書便法 （秘密の保護）</p> <p>第 5 条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密は、侵してはならない。</p> <p>2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。</p>
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別</p>

<p>することができることとなるものを含む。)をいう。</p> <p>二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの</p> <p>三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</p> <p>四 保有個人データ 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。</p> <p>イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの</p> <p>(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>ロ 六ヶ月以内に消去する(更新することを除く。)こととなるもの</p> <p>五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>六 事業者 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者のうち、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者をいう。</p>	<p>することができることとなるものを含む。)をいう。</p> <p>二 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの</p> <p>ロ イに掲げるもののほか、当該情報の集合物に含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの</p> <p>三 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。</p> <p>四 保有個人データ 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する個人データをいう。ただし、次のイ又はロの場合を除く。</p> <p>イ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして、次に掲げるもの</p> <p>(1) 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>(2) 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>(3) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあるもの</p> <p>(4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの</p> <p>ロ 六ヶ月以内に消去する(更新することを除く。)こととなるもの</p> <p>五 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>六 事業者 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する個人情報取扱事業者のうち、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者をいう。</p>
<p>【趣旨】</p> <p>本条は、本ガイドラインで使用する用語の定義を定めるものである。</p>	<p>【趣旨】</p> <p>本条は、本ガイドラインで使用する用語の定義を定めるものである。</p>

【解説】

- 本ガイドラインで使用する用語の定義については、個人情報保護法及び個人情報保護法施行令に従って、同様の規定を設けているほか、本ガイドラインの適用対象となる「事業者」の範囲について定めている。

- 第1号の「個人情報」について、信書便事業者が取り扱う主な個人情報としては、次のようなものがあげられる。
 - －差出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属、利用履歴、金融機関の口座番号及び支払状況
 - －受取人の氏名、住所、電話番号、所属
 - －従業者の情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日、給与、家族構成、役職、人事考課）
 - ・ 住所や電話番号といった情報については、そのみでは基本的に個人情報に該当しないが、それらの情報と本人の氏名を組み合わせる等、他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、全体として個人情報に該当する。
 - ・ また、差出人や受取人が法人である場合には、その会社名や部署名といった情報のみであれば「個人情報」には該当しないが、特定の担当者に関する氏名等の情報は「個人情報」に該当することに留意する必要がある。
 - ・ なお、雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、「雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成24年厚生労働省告示第357号)によるものとする。

- 第2号の「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものや、コンピュータを用いなくても紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順）に従って整理・分類し、目次・索引などを付けて容易に検索できるようにしたもの

【解説】

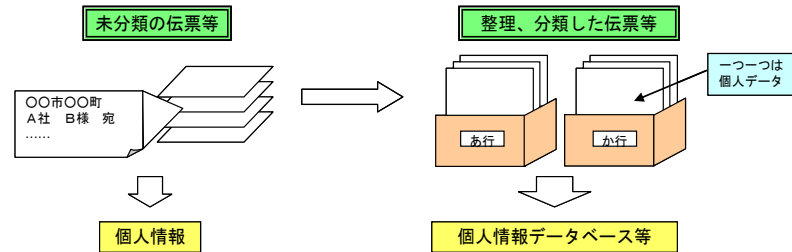
- 本ガイドラインで使用する用語の定義については、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）に従って、同様の規定を設けているほか、本ガイドラインの適用対象となる「事業者」の範囲について定めている。

- 第1号の「個人情報」について、信書便事業者が取り扱う主な個人情報としては、次のようなものがあげられる。
 - －差出人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、所属、利用履歴、金融機関の口座番号及び支払状況
 - －受取人の氏名、住所、電話番号、所属
 - －従業者の情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、生年月日、給与、家族構成、役職、人事考課）
 - ・ 住所や電話番号といった情報については、そのみでは基本的に個人情報に該当しないが、それらの情報と本人の氏名を組み合わせる等、他の情報と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができれば、全体として個人情報に該当する。
 - ・ また、差出人や受取人が法人である場合には、その会社名や部署名といった情報のみであれば「個人情報」には該当しないが、特定の担当者に関する氏名等の情報は「個人情報」に該当することに留意する必要がある。
 - ・ なお、雇用管理に関する個人情報の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」(平成16年厚生労働省告示第259号)によるものとする。

- 第2号の「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものや、コンピュータを用いなくても紙面で処理した個人情報を一定の規則（例えば、五十音順）に従って整理・分類し、目次・索引などを付けて容易に検索できるようにしたもの

のをいう。具体的には、五十音順に整理されている顧客名簿などは「個人情報データベース等」に該当すると考えられる。

なお、信書便事業者が保管している配送伝票等については、単に当該伝票等を受け付けた日付順に並べているだけで、特定の個人情報を容易に検索できる状態に整理していない限りにおいては、「個人情報データベース等」には該当しないと考えられる。



- 第3号の「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する一つ一つの個人情報をいう。

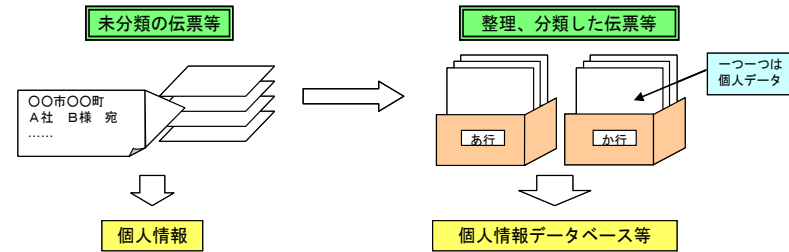
- 第4号の「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものを指す。ただし、次のものは「保有個人データ」には含まれない。

- ・ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの
- ・ 6ヶ月以内に消去するもの（当該データを取得した時から起算）
- ・ 事業者が持っている個人データであっても、第三者（委託元等）から提供を受けたもので開示、内容の訂正等を行う権限がないもの

- 第6号の「事業者」とは、個人情報保護法第2条第3項に定める「個人情報

データベース等」に該当すると考えられる。

なお、信書便事業者が保管している配送伝票等については、単に当該伝票等を受け付けた日付順に並べているだけで、特定の個人情報を容易に検索できる状態に整理していない限りにおいては、「個人情報データベース等」には該当しないと考えられる。



- 第3号の「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する一つ一つの個人情報をいう。

- 第4号の「保有個人データ」とは、個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものを指す。ただし、次のものは「保有個人データ」には含まれない。

- ・ 当該個人データの存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるもの
- ・ 6ヶ月以内に消去するもの（当該データを取得した時から起算）
- ・ 事業者が持っている個人データであっても、第三者（委託元等）から提供を受けたもので開示、内容の訂正等を行う権限がないもの

- 第6号の「事業者」とは、個人情報保護法第2条第3項に定める「個人情報

取扱事業者」のうち、信書便法第2条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者をいう。

- ・ 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、個人情報保護法施行令第2条に基づき、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6ヶ月間のいずれの日においても5,000件を超えない者（以下「小規模事業者」という。）は除かれる。
- ・ 特定の個人の数5,000人を超えるか否かを判断する際における注意点として、以下の点があげられる。
 - －同一人物のデータが複数含まれている場合には、1件（人）として数える。
 - －信書便事業者の多くが貨物運送事業等との兼業を行っているが、兼業している事業に用いているものについても算入する必要がある。
 - －従業員の情報についても算入する必要がある（「従業員」の範囲については第10条（従業員の監督）の解説を参照）。
 - －コンピュータで一部を管理し、残りを名簿等の容易に検索可能な紙媒体で管理しているような場合については、両方について算入する必要がある。
 - －電話帳など、他人が作成した個人情報データベース等から氏名、住所、電話番号を取得している場合、特に編集や加工をしていなければ、算入しない。
 - －過去6ヶ月のうちいずれかの日（1日でも）に5,000人を超えている場合は、個人情報取扱事業者に該当する。
- ・ ただし、小規模事業者についても、個人情報の適正な取扱いに対する利用者の信頼を確保するため、本ガイドラインの遵守に努める必要がある（第23条（小規模事業者による個人情報の取扱い）を参照）。

【参考】

- 個人情報保護法

取扱事業者」のうち、信書便法第2条に規定する一般信書便事業者及び特定信書便事業者をいう。

- ・ 「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、個人情報の保護に関する法律施行令第2条に基づき、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数合計が過去6ヶ月間のいずれの日においても5,000件を超えない者（以下「小規模事業者」という。）は除かれる。
- ・ 特定の個人の数5,000人を超えるか否かを判断する際における注意点として、以下の点があげられる。
 - －同一人物のデータが複数含まれている場合には、1件（人）として数える。
 - －信書便事業者の多くが貨物運送事業等との兼業を行っているが、兼業している事業に用いているものについても算入する必要がある。
 - －従業員の情報についても算入する必要がある（「従業員」の範囲については第10条（従業員の監督）の解説を参照）。
 - －コンピュータで一部を管理し、残りを名簿等の容易に検索可能な紙媒体で管理しているような場合については、両方について算入する必要がある。
 - －電話帳など、他人が作成した個人情報データベース等から氏名、住所、電話番号を取得している場合、特に編集や加工をしていなければ、算入しない。
 - －過去6ヶ月のうちいずれかの日（1日でも）に5,000人を超えている場合は、個人情報取扱事業者に該当する。
- ・ ただし、小規模事業者についても、個人情報の適正な取扱いに対する利用者の信頼を確保するため、本ガイドラインの遵守に努める必要がある（第23条（小規模事業者による個人情報の取扱い）を参照）。

【参考】

- 個人情報保護法

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この法律において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

- 一 国の機関
- 二 地方公共団体
- 三 独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）
- 四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）
- 五 その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

4 この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

○ 個人情報保護法施行令

(個人情報データベース等)

第1条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項第2号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人情報取扱事業者から除外される者)

第2条 法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等であって、次の各号のいずれかに該当するものを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

一 個人情報として次に掲げるもののみが含まれるもの

イ 氏名

5 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

○ 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)

(個人情報データベース等)

第1条 個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)第2条第2項第2号の政令で定めるものは、これに含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

(個人情報取扱事業者から除外される者)

第2条 法第2条第3項第5号の政令で定める者は、その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(当該個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成に係る個人情報データベース等で個人情報として氏名又は住所若しくは居所(地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。)若しくは電話番号のみが含まれる場合であって、これを編集し、又は加工することなくその事業の用に供するときは、当該個人情報データベース等の全部又は一部を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数を除く。)の合計が過去六月以内のいずれの日においても五千を超えない者とする。

<p><u>ロ 住所又は居所（地図上又は電子計算機の映像面上において住所又は居所の所在の場所を示す表示を含む。）</u></p> <p><u>ハ 電話番号</u></p> <p><u>二 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるもの又はできたもの</u> （保有個人データから除外されるもの）</p> <p>第3条 法第2条第5項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの （保有個人データから除外されるものの消去までの期間）</p> <p>第4条 法第2条第5項の政令で定める期間は、六月とする。</p>	<p>（保有個人データから除外されるもの）</p> <p>第3条 法第2条第5項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの</p> <p>二 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの</p> <p>三 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの</p> <p>四 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの （保有個人データから除外されるものの消去までの期間）</p> <p>第4条 法第2条第5項の政令で定める期間は、六月とする。</p>
<p>（適正な取得）</p> <p>第6条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>【趣旨】</p>	<p>（適正な取得）</p> <p>第6条 事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p>【趣旨】</p>

本条は、個人情報保護法第17条（適正な取得）と同様の規定を設けるものである。

【解説】

- 事業者は、個人情報の取得を適法かつ公正な手段により行わなければならない、偽りその他不正の手段によって行ってはならない。
- ここでいう「偽りその他不正の手段」とは、例えば、利用目的を偽ったり、誤解をさせて個人情報を取得するような場合をいう。
- 第三者からの提供（個人情報保護法第23条第1項各号に掲げる場合並びに個人情報の取扱いの委託、事業の承継及び共同利用に伴い、個人情報を提供する場合を除く。）により、個人情報（個人情報保護法施行令第2条第2号に規定するものから取得した個人情報を除く。）を取得する場合には、提供元の法の遵守状況（例えば、オプトアウト（個人情報保護法第23条第2項・第3項参照）、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口を公表していることなど）を確認し、個人情報を適切に管理している者を提供元として選定するとともに、実際に個人情報を取得する際には、例えば、取得の経緯を示す契約書等の書面の点検又はこれに代わる合理的な方法により、提供元における当該個人情報の取得方法等を確認した上で、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、偽りその他不正の手段により取得されたものである可能性もあることから、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい。

【参考】

- 個人情報保護法（適正な取得）
第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

本条は、個人情報保護法第17条（適正な取得）と同様の規定を設けるものである。

【解説】

- 事業者は、個人情報の取得を適法かつ公正な手段により行わなければならない、偽りその他不正の手段によって行ってはならない。
- ここでいう「偽りその他不正の手段」とは、例えば、利用目的を偽ったり、誤解をさせて個人情報を取得するような場合をいう。

【参考】

- 個人情報保護法（適正な取得）
第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理措置)

第9条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 個人情報保護管理者の設置
- 二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- 三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- 四 個人データ取扱台帳の整備
- 五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- 六 事故又は違反への対処に関する手続の策定

3 事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託者と受託者間での非開示契約の締結
- 二 従業者に対する内部規程等の周知、教育、訓練の実施

4 事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 入退館（室）管理の実施
- 二 盗難等に対する対策
- 三 機器、装置等の物理的な保護

5 事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- 二 個人データへのアクセス制御
- 三 個人データへのアクセス権限の管理
- 四 個人データのアクセスの記録
- 五 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
- 六 個人データの移送・通信時の対策
- 七 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- 八 個人データを取り扱う情報システムの監視

(安全管理措置)

第9条 事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を講じなければならない。その際、本人の個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 事業者は、組織的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 個人情報保護管理者の設置
- 二 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- 三 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- 四 個人データ取扱台帳の整備
- 五 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- 六 事故又は違反への対処に関する手続の策定

3 事業者は、人的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 雇用契約時における従業者との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託者と受託者間での非開示契約の締結
- 二 従業者に対する内部規程等の周知、教育、訓練の実施

4 事業者は、物理的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 入退館（室）管理の実施
- 二 盗難等に対する対策
- 三 機器、装置等の物理的な保護

5 事業者は、技術的安全管理のために次に掲げる事項について措置を講ずるよう努めなければならない。

- 一 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- 二 個人データへのアクセス制御
- 三 個人データへのアクセス権限の管理
- 四 個人データのアクセスの記録
- 五 個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策
- 六 個人データの移送・通信時の対策
- 七 個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策
- 八 個人データを取り扱う情報システムの監視

【趣旨】

本条は、事業者が個人データを取り扱うに当たり、当該データを安全に管理するための措置を講ずることを定めるものである。

第1項は個人情報保護法第20条（安全管理措置）と同様の規定を設けるものであり、第2項から第5項は個人データを安全に管理するための具体的な措置について規定するものである。

【解説】

● 本条は、安全管理措置を組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の4つに分類し、それぞれにつき事業の規模及び性質、個人データの取扱状況並びに個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、措置するよう努めるべき事項を定めるものである。

● 第2項の組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程や手順書を整備・運用し、その実施状況等を確認すること等をいう。具体的な措置については各号のとおりである。

・ 第1号の「個人情報保護管理者」とは、当該事業者の個人情報の適正な取扱いの確保について責任と権限を有する者をいい、例えば、役員などの組織横断的に監督することのできる者を任命することが考えられる。なお、信書便事業者は、業務の監督、顧客情報及び信書便物の管理を行う者として「信書便管理者」を事業場ごとに選任する必要があるが（信書便法第22条、同法施行規則第31条第2項第1号参照）、かかる者が「個人情報保護管理者」も兼任することは差し支えない。ただし、「個人情報保護管理者」については各事業者ごとに設置することを想定していることに留意する必要がある。

・ 第2号の「個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備」とは、例えば、事業者内の個人データの取扱いの点検・改善等の監督を行う部署や合議制の委員会の設置、漏えい等が発生した場合又は発生のおそれがある場合の連絡体制の整備が考えられる。

・ 第4号の「個人データ取扱台帳」とは、個人データについて取得する項目、

【趣旨】

本条は、事業者が個人データを取り扱うに当たり、当該データを安全に管理するための措置を講ずることを定めるものである。

第1項は個人情報保護法第20条（安全管理措置）と同様の規定を設けるものであり、第2項から第5項は個人データを安全に管理するための具体的な措置について規定するものである。

【解説】

● 本条は、安全管理措置を組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の4つに分類し、それぞれにつき事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、措置するよう努めるべき事項を定めるものである。

● 第2項の組織的安全管理措置とは、安全管理について従業者の責任と権限を明確に定め、安全管理に関する規程や手順書を整備・運用し、その実施状況等を確認すること等をいう。具体的な措置については各号のとおりである。

・ 第1号の「個人情報保護管理者」とは、当該事業者の個人情報の適正な取扱いの確保について責任と権限を有する者をいう。なお、信書便事業者は、業務の監督、顧客情報及び信書便物の管理を行う者として「信書便管理者」を事業場ごとに選任する必要があるが（信書便法第22条、同法施行規則第31条第2項第1号参照）、かかる者が「個人情報保護管理者」も兼任することは差し支えない。ただし、「個人情報保護管理者」については各事業者ごとに設置することを想定していることに留意する必要がある。

・ 第4号の「個人データ取扱台帳」とは、個人データについて取得する項目、

通知・公表した利用目的、保管の場所・方法、アクセス権限を有する者その他個人データの適正な取扱いに必要な情報を掲載したものをいう。

・ 第5号の「個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善」とは、例えば、個人情報保護対策及び最新の技術動向を踏まえた情報セキュリティ対策に十分な知見を有する者による事業者内の対応の確認（必要に応じ、外部の知見を有する者を活用し確認させることを含む。）が考えられる。

・ 第6号の「事故又は違反への対処に関する手続の策定」とは、例えば、事実調査や原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討・実施、影響を受ける可能性のある本人への通知、事実関係等の公表、総務省への報告等を行う。なお、第22条（漏えい等が発生した場合の対応）も参照されたい。

● 第3項の人的安全管理措置とは、従業者や委託先との間で個人データに関する非開示契約の締結や従業者に対する教育・訓練等を行うことをいう（「従業者」の定義については第10条（従業者の監督）解説を参照）。

・ 第1号の雇用契約又は委託契約等における非開示条項については、契約終了後も一定期間有効であることが望ましい。また、従業者における非開示の義務については就業規則等の社内規程に定めることも可能である（ただし、この場合には労働基準法第89条及び第90条等の労働関連法規に留意する必要がある）。

・ 第2号の「内部規程等の周知、教育、訓練の実施」に関する取組としては、例えば、法令及び安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知や個人データを取り扱う情報システム等に関する社内研修の実施といったことが挙げられる。

● 第4項の物理的安全管理措置とは、個人データの盗難や紛失等を防止することをいう。具体的な措置については各号のとおりであるが、例えば、信書便物の配送を行う者は、業務上、携帯電話を使用することが多いが、当該携帯電話に個人データを登録している場合には、その盗難や紛失等を防止するための措置として、携帯電話に備わっているセキュリティ機能や画面ロック等の機能を

通知・公表した利用目的、保管の場所・方法、アクセス権限を有する者その他個人データの適正な取扱いに必要な情報を掲載したものをいう。

・ 第6号の「事故又は違反への対処に関する手続の策定」とは、例えば、事実調査や原因の究明、影響範囲の特定、再発防止策の検討・実施、影響を受ける可能性のある本人への通知、事実関係等の公表、総務省への報告等を行う。なお、第22条（漏えい等が発生した場合の対応）も参照されたい。

● 第3項の人的安全管理措置とは、従業者や委託先との間で個人データに関する非開示契約の締結や従業者に対する教育・訓練等を行うことをいう（「従業者」の定義については第10条（従業者の監督）解説を参照）。

・ 第1号の雇用契約又は委託契約等における非開示条項については、契約終了後も一定期間有効であることが望ましい。また、従業者における非開示の義務については就業規則等の社内規程に定めることも可能である（ただし、この場合には労働基準法第89条及び第90条等の労働関連法規に留意する必要がある）。

・ 第2号の「内部規程等の周知、教育、訓練の実施」に関する取組としては、例えば、法令及び安全管理に関する内部規程・マニュアルの周知や個人データを取り扱う情報システム等に関する社内研修の実施といったことが挙げられる。

● 第4項の物理的安全管理措置とは、個人データの盗難や紛失等を防止することをいう。具体的な措置については各号のとおりであるが、例えば、信書便物の配送を行う者は、業務上、携帯電話を使用することが多いが、当該携帯電話に個人データを登録している場合には、その盗難や紛失等を防止するための措置として、携帯電話に備わっているセキュリティ機能や画面ロック等の機能を

<p>利用して適切な措置を講ずることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第1号の「入退館（室）管理の実施」とは、例えば、入退館（室）の記録の保存が考えられる。</u> ・ <u>第2号の「盗難等に対する対策」とは、例えば、カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施、記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施が考えられる。</u> ・ <u>第3号の「機器、装置等の物理的な保護」とは、例えば、不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定として、スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応が考えられる。</u> <p>● 第5項の技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システム等への外部からの不正な侵入を防止するためのアクセス制御、不正ソフトウェア対策やシステムの監視など、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。具体的な措置については各号のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第4号の「個人データのアクセスの記録」とは、例えば、個人データのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認が考えられる。</u> ・ <u>第5号の「個人データを取り扱う情報システムに対する不正ソフトウェア対策」とは、例えば、セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等が考えられる。</u> ・ <u>第8号の「個人データを取り扱う情報システムの監視」とは、例えば、情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認が考えられる。</u> <p>● なお、信書便事業者は、信書便物の秘密を保護するという観点から、信書便法に基づき、信書便管理規程において顧客の情報及び信書便物の管理、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、信書便の業務に従事する者に対する教育・訓練の実施等に関する措置につき記載し、かかる規程を遵守しなければな</p>	<p>利用して適切な措置を講ずることが望まれる。</p> <p>● 第5項の技術的安全管理措置とは、個人データ及びそれを取り扱う情報システム等への外部からの不正な侵入を防止するためのアクセス制御、不正ソフトウェア対策やシステムの監視など、個人データに対する技術的な安全管理措置をいう。具体的な措置については各号のとおりである。</p> <p>● なお、信書便事業者は、信書便物の秘密を保護するという観点から、信書便法に基づき、信書便管理規程において顧客の情報及び信書便物の管理、信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法、信書便の業務に従事する者に対する教育・訓練の実施等に関する措置につき記載し、かかる規程を遵守しなければな</p>
--	---

らないことに留意する必要がある（信書便法第22条（同法第33条において特定信書便事業者に準用）、施行規則第31条第2項参照）。

また、併せて、信書便管理規程に基づき、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、利用目的を達成した後は遅滞なく消去する必要があるとされていることにも留意する必要がある。

【参考】

○ 個人情報保護法
（安全管理措置）

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者に関する事項

③ 責任体制の確保

事業運営において個人情報の保護を適切に位置づける観点から、外部からの不正アクセスの防御対策のほか、個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理や持ち出し防止策等、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備することが重要である。

○ 信書便法
（信書便管理規程）

第22条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変

らないことに留意する必要がある（信書便法第22条（同法第33条において特定信書便事業者に準用）、施行規則第31条第2項参照）。

また、併せて、信書便管理規程に基づき、原則として利用目的に必要な範囲内で保存期間を定め、利用目的を達成した後は遅滞なく消去する必要があるとされていることにも留意する必要がある。

【参考】

○ 個人情報保護法
（安全管理措置）

第20条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

（1）個人情報取扱事業者に関する事項

② 責任体制の確保

事業運営において個人情報の保護を適切に位置づける観点から、外部からの不正アクセスの防御対策のほか、個人情報保護管理者の設置、内部関係者のアクセス管理や持ち出し防止策等、個人情報の安全管理について、事業者の内部における責任体制を確保するための仕組みを整備することが重要である。

○ 信書便法
（信書便管理規程）

第22条 一般信書便事業者は、その取扱中に係る信書便物の秘密を保護するため、総務省令で定めるところにより、信書便の業務の管理に関する事項について信書便管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変

更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

※ 第 33 条において特定信書便事業者に準用。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）
（信書便管理規程の認可の申請）
第 3 1 条 （略）

2 法第 2 2 条第 1 項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - イ 信書便の業務の監督
 - ロ 顧客の情報及び信書便物の管理
- 二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- 四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

○ 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
第 9 章 就業規則
（作成及び届出の義務）
第 8 9 条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変

更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、信書便管理規程が一般信書便事業者の取扱中に係る信書便物の秘密を保護するものとして適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 一般信書便事業者及びその従業者は、信書便管理規程を守らなければならない。

※ 第 33 条において特定信書便事業者に準用。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号）
（信書便管理規程の認可の申請）
第 3 1 条 （略）

2 法第 2 2 条第 1 項の信書便管理規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 信書便管理者の事業場ごとの選任及び次に掲げる事項を職務に含むその具体的な職務の内容
 - イ 信書便の業務の監督
 - ロ 顧客の情報及び信書便物の管理
- 二 信書便差出箱の点検その他の管理方法及び信書便物の引受け、配達その他の信書便の業務における信書便物の秘密の保護に配慮した作業方法
- 三 事故若しくは犯罪行為の発生又は犯罪捜査時の信書便管理者その他の信書便の業務に従事する者がとるべき報告、記録その他の措置
- 四 信書便の業務に従事する者に対する教育及び訓練の実施

○ 労働基準法（昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号）
第 9 章 就業規則
（作成及び届出の義務）
第 8 9 条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変

<p>更した場合においても、同様とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(作成の手續)</p> <p>第90条 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 使用者は、前条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。</p>	<p>更した場合においても、同様とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(作成の手續)</p> <p>第90条 使用者は、就業規則の作成又は変更について、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>2 使用者は、前条の規定により届出をなすについて、前項の意見を記した書面を添付しなければならない。</p>
<p>(委託先の監督)</p> <p>第11条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。</p> <p>一 個人データの安全管理に関する事項。例えば、次に掲げる事項。</p> <p>イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項</p> <p>ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止</p> <p>ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止</p> <p>ニ 委託処理期間</p> <p>ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項</p> <p>二 個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度</p> <p>三 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認</p> <p>四 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置</p> <p>五 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</p> <p>六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲</p> <p>4 事業者から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないもの</p>	<p>(委託先の監督)</p> <p>第11条 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、前項の規定を遵守するために次に掲げる事項について委託契約時に明確化に努めなければならない。</p> <p>一 個人データの安全管理に関する事項。例えば、次に掲げる事項。</p> <p>イ 個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項</p> <p>ロ 委託契約範囲外の加工、利用の禁止</p> <p>ハ 委託契約範囲外の複写、複製の禁止</p> <p>ニ 委託処理期間</p> <p>ホ 委託処理終了後の個人データの返還・消去・破棄に関する事項</p> <p>二 個人データの取扱状況に関する委託元への報告の内容及び頻度</p> <p>三 委託契約の内容、期間が遵守されていることの確認</p> <p>四 委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置</p> <p>五 個人データの漏えい等の事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項</p> <p>六 個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元と委託先の責任の範囲</p> <p>4 事業者から委託された個人データの取扱いに係る業務に従事する者は、その業務に関して知り得た個人データの内容をみだりに他人に知らせないもの</p>

とし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

本条は、第1項において個人情報保護法第22条（委託先の監督）と同様の規定を設けるとともに、第2項及び第3項において、そのための具体的な取組として、個人データの取扱いを委託する際に努めるべき事項について規定するものである。また、第4項において、信書便法第5条第2項の趣旨に則り、業務に関して知り得た個人データの内容を保護するよう規定するものである。

【解説】

● 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（第1項）。

その際、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質並びに個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

ここでいう「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、事業者が他の者に個人情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含むものである。（なお、個人ライダー等の取扱いについては第10条（従業者の監督）解説を参照。）

● 事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めるものとする（第2項）。委託先として選定するための基準に盛り込むべき事項としては、例えば、委託先における安全管理措置の状況、従業者の監督の状況、個人情報保護に関する第三者認証の取得の有無などが考えられる。

また、委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも個

とし、また、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

本条は、第1項において個人情報保護法第22条（委託先の監督）と同様の規定を設けるとともに、第2項及び第3項において、そのための具体的な取組として、個人データの取扱いを委託する際に努めるべき事項について規定するものである。また、第4項において、信書便法第5条第2項の趣旨に則り、業務に関して知り得た個人データの内容を保護するよう規定するものである。

【解説】

● 事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない（第1項）。

ここでいう「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、事業者が他の者に個人情報の取扱いの全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含むものである。（なお、個人ライダー等の取扱いについては第10条（従業者の監督）解説を参照。）

● 事業者は、個人情報の保護について十分な措置を講じている者を委託先として選定するための基準を設けるよう努めるものとする（第2項）。また、第3項に規定した事項について、委託契約時に明確化に努める必要がある。委託先として選定するための基準に盛り込むべき事項としては、例えば、委託先における安全管理措置の状況、従業者の監督の状況、個人情報保護に関する第三者認証の取得の有無などが考えられる。

個人情報保護法第 20 条で求められるものと同等であることを確認するため、第 9 条で示した安全管理措置の項目が、委託する業務内容に応じて、確実に実施されることについて、委託先の体制、規程等の確認に加え、必要に応じて個人データを取り扱う場所に赴く又はこれに代わる合理的な方法による確認を行った上で、個人情報保護管理者等が、適切に評価することが望ましい。

● 第 3 項は、委託契約時に明確化に努めなければならない事項を明らかにしたものである。

・ 第 1 号イの「個人データの漏えい等の防止、盗用の禁止に関する事項」は、例えば、委託先において個人データを取り扱う者（委託先で作業する委託先の作業員以外の者を含む。）を明確にすることも含まれる。

・ 第 4 号の「委託契約の内容、期間が遵守されなかった場合の措置」とは、例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項が考えられる。

● 第 4 項は、信書便事業者から委託された個人データの取扱いの業務に従事する者について、その業務に関して知り得た個人データを適正に取り扱うべき責務があることを明らかにしたものである。（本項の趣旨、「みだりに他人に知らせ」及び「不当な目的に使用」の内容については、第 10 条（従業者の監督）の解説を参照。）

● 委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

● 信書便管理規程では信書便の業務の用に使用する顧客情報の取扱いについては、委託先の預かり知らない者が勝手に当該顧客情報を取り扱うことのないよう、原則として再委託を禁止しているところであるが、再委託の相手方、再委

● 第 4 項は、信書便事業者から委託された個人データの取扱いの業務に従事する者について、その業務に関して知り得た個人データを適正に取り扱うべき責務があることを明らかにしたものである。（本項の趣旨、「みだりに他人に知らせ」及び「不当な目的に使用」の内容については、第 10 条（従業者の監督）の解説を参照。）

託する業務内容及び再委託先の個人データの取扱方法等について、委託先から委託元に対し、文書による事前承認を求める場合に限り再委託を認めるものとする。

また、直接又は委託先を通じて定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、再委託先が個人情報保護法第20条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

- なお、信書便事業者が行政機関から公文書集配業務を受託する際には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、同法第6条第2項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべき義務を負う（受託業務に従事する者に対しても罰則規定あり（同法第53条、第54条））。また、地方公共団体の公文書集配業務の受託に際しても、多くの場合、地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、個人情報の安全管理に関する責務を負う（6割程度の条例において受託業務に従事する者に対する罰則規定あり）。

【参考】

- なお、信書便物の秘密の保護の観点から、信書便事業者がその業務の一部について委託することは認められているものの、更に再委託を行うことは審査基準において禁止されている。近年、地方公共団体が公文書集配業務を特定信書便事業者へ外部委託するケースが増加しているが、業務の再委託に関して各地方公共団体の個人情報保護に関する条例等の規定ぶりにはばらつきが見られる中、信書便の業務については、再委託することは禁止されていることに留意する必要がある。また、受託者が業務受託を通じて事実上信書便事業を行うという脱法行為を防止する観点から、信書便の業務の全てを委託することは禁止されていることにも留意する必要がある。

- さらに、信書便事業者が行政機関から公文書集配業務を受託する際には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、同法第6条第2項に規定する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずべき義務を負う（受託業務に従事する者に対しても罰則規定あり（同法第53条、第54条））。また、地方公共団体の公文書集配業務の受託に際しても、多くの場合、地方公共団体の個人情報保護条例に基づき、個人情報の安全管理に関する責務を負う（6割程度の条例において受託業務に従事する者に対する罰則規定あり）。

【参考】

○ 個人情報保護法
(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 個人情報取扱事業者に関する事項

③ 責任体制の確保

また、個人情報の取扱いを外部に委託することとなる際には、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。

○ 信書便法
(秘密の保護)

第5条 (略)

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

○ 個人情報保護法
(委託先の監督)

第22条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）

6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 個人情報取扱事業者に関する事項

② 責任体制の確保

また、個人情報の取扱いを外部に委託することとなる際には、委託契約の中で、個人情報の流出防止をはじめとする保護のための措置が委託先において確保されるよう、委託元と委託先のそれぞれの責任等を明確に定めることにより、再委託される場合も含めて実効的な監督体制を確保することが重要である。

○ 信書便法
(秘密の保護)

第5条 (略)

2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(業務の委託)

第23条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

※ 第33条において特定信書便事業者に準用。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
（安全確保の措置）

第 6 条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 5 3 条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第 6 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成 15 年 2 月 19 日総務省訓令第 9 号）

（審査基準）

第 4 条 許可は、法第 7 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項の添付書類に記載された事項について、次の各号のいずれにも適合していると認められるときに行う。

（6）業務の一部の委託

信書便の業務の一部を委託する場合は、次のいずれにも適合していること。

ア～ウ （略）

エ 当該委託に係る契約又は計画の内容が、当該業務を他の第三者に再委託するものではないこと。

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）
（安全確保の措置）

第 6 条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 5 3 条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第 6 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 5 4 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 5 0 万円以下の罰金に処する。

(プライバシーポリシー)

第12条 事業者は、プライバシーポリシー（当該事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、事業者がプライバシーポリシーを策定・公表し、これを遵守するように努めることを定めるものである。

【解説】

- 事業者は、事業活動に対する社会の信頼を確保するため、自らが保有する個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をプライバシーポリシーとして策定・公表し、これを遵守するように努めることが重要である。
- 事業者がプライバシーポリシーに記載すべき事項としては、例えば、次のようなものが考えられる。
 - ① 個人情報保護法及び信書便法その他関係法令の遵守に関すること
 - ② 第14条第1項各号に定める保有個人データに関して公表すべき事項
 - ・ 自己の氏名又は名称
 - ・ 利用目的
 - ・ 「開示等の求め」に応じる手続
 - ・ 苦情の申出先 等
 - ③ 第9条の安全管理措置に関すること
 - ④ 消費者等、本人の権利利益の保護に関する事項
 - ・ 委託の有無、委託する事務の内容を明らかにする等、委託処理の透明化を進めること 等

(プライバシーポリシー)

第12条 事業者は、プライバシーポリシー（当該事業者の個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をいう。）を策定・公表し、これを遵守するように努めなければならない。

【趣旨】

本条は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）を踏まえ、事業者がプライバシーポリシーを策定・公表し、これを遵守するように努めることを定めるものである。

【解説】

- 事業者は、事業活動に対する社会の信頼を確保するため、自らが保有する個人情報の取扱いに関する方針についての宣言をプライバシーポリシーとして策定・公表し、これを遵守するように努めることが重要である。
- 事業者がプライバシーポリシーに記載すべき事項としては、例えば、次のようなものが考えられる。
 - ① 個人情報保護法及び信書便法その他関係法令の遵守に関すること
 - ② 第14条第1項各号に定める保有個人データに関して公表すべき事項
 - ・ 自己の氏名又は名称
 - ・ 利用目的
 - ・ 「開示等の求め」に応じる手続
 - ・ 苦情の申出先 等
 - ③ 第9条の安全管理措置に関すること

<p>● 策定したプライバシーポリシーの具体的な公表方法については、例えば、ホームページへの掲載のほか、事務所・店舗内における書面の掲示といった方法が挙げられる。</p> <p>【参考】</p> <p>○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）</p> <p>6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>（1）個人情報取扱事業者に関する事項</p> <p>① 事業者が行う措置の対外的明確化</p> <p>事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定・公表することにより、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。</p>	<p>● 策定したプライバシーポリシーの具体的な公表方法については、例えば、ホームページへの掲載のほか、事務所・店舗内における書面の掲示といった方法が挙げられる。</p> <p>【参考】</p> <p>○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）</p> <p>6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>（1）個人情報取扱事業者に関する事項</p> <p>① 事業者が行う措置の対外的明確化</p> <p>事業者の個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）の策定・公表により、個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組むこと等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表、開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である。</p>
<p>（事業者による苦情の処理）</p> <p>第21条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>【趣旨】</p>	<p>（事業者による苦情の処理）</p> <p>第21条 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。</p> <p>【趣旨】</p>

本条は、個人情報保護法第31条（個人情報取扱事業者による苦情の処理）と同様の規定を設けるものである。

【解説】

- 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情全般について、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない（第1項）。

- 併せて、苦情を処理するために必要な体制の整備に努めなければならない（第2項）。具体的には、苦情処理に係る窓口/担当者の設置、苦情処理に係る規程の整備、従業者への教育・研修の実施等の措置が考えられる。

【参考】

○ 個人情報保護法

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第31条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（漏えい等が発生した場合の対応）

第22条 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知しなければならない。

2 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表しなければならない。

3 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を総務省に直ちに報告しなければならない。

本条は、個人情報保護法第31条（苦情の処理）と同様の規定を設けるものである。

【解説】

- 事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情全般について、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない（第1項）。

- 併せて、苦情を処理するために必要な体制の整備に努めなければならない（第2項）。具体的には、苦情処理に係る窓口/担当者の設置、苦情処理に係る規程の整備、従業者への教育・研修の実施等の措置が考えられる。

【参考】

○ 個人情報保護法

（個人情報取扱事業者による苦情の処理）

第31条 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（漏えい等が発生した場合の対応）

第22条 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、事実関係を本人に速やかに通知しなければならない。

2 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表しなければならない。

3 事業者は、個人データの漏えい等が発生した場合は事実関係を総務省に直ちに報告しなければならない。

【趣旨】

本条は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）等を踏まえ、実際に個人情報の漏えい等の事案が発生した場合に、事業者が講ずべき措置を定めるものである。

【解説】

- 事業者は、自己が取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合は、当該データに係る本人が適切に対応できるよう、事実関係を本人に速やかに通知する必要がある（第1項）。
- また、上記基本方針を踏まえ、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事業者は、可能な限り事実関係等を公表するものとする。事実関係のほかに公表すべき事項として、例えば、再発防止策などが想定される（第2項）。
- さらに、個人データの漏えい等が発生した場合は、事業者は、事実関係を直ちに総務省（各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）信書便監理官又は郵政行政部信書便事業課）に報告する必要がある（第3項）。
- その他、委託を受けて個人データを取扱う際に当該個人データの漏えい等が発生した場合は、委託元との契約等に基づき、委託元に速やかに報告すべきことにも留意する必要がある。例えば、地方公共団体からの公文書集配業務を受託した信書便事業者において個人データの漏えい等が発生した場合には、事業者は、当該地方公共団体に速やかに報告するなど、地方公共団体の条例や両者の間で締結されている契約等に基づいて適切な措置を講ずる必要がある。
- なお、漏えいした個人データが信書の秘密にも該当し、信書便事業者の取扱い中に当該信書の秘密を侵したと判断される場合には、信書便法第5条第1項及び同法第44条に基づき、信書の秘密を侵した者自身に対して罰則が適用さ

【趣旨】

本条は、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）等を踏まえ、実際に個人情報の漏えい等の事案が発生した場合に、事業者が講ずべき措置を定めるものである。

【解説】

- 事業者は、自己が取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）が発生した場合は、当該データに係る本人が適切に対応できるよう、事実関係を本人に速やかに通知する必要がある（第1項）。
- また、上記基本方針を踏まえ、個人データの漏えい等が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事業者は、可能な限り事実関係等を公表するものとする。事実関係のほかに公表すべき事項として、例えば、再発防止策などが想定される（第2項）。
- さらに、個人データの漏えい等が発生した場合は、事業者は、事実関係を直ちに総務省（各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）信書便監理官又は郵政行政局信書便事業課）に報告する必要がある（第3項）。
- その他、委託を受けて個人データを取扱う際に当該個人データの漏えい等が発生した場合は、委託元との契約等に基づき、委託元に速やかに報告すべきことにも留意する必要がある。例えば、地方公共団体からの公文書集配業務を受託した信書便事業者において個人データの漏えい等が発生した場合には、事業者は、当該地方公共団体に速やかに報告するなど、地方公共団体の条例や両者の間で締結されている契約等に基づいて適切な措置を講ずる必要がある。
- なお、漏えいした個人データが信書の秘密にも該当し、信書便事業者の取扱い中に当該信書の秘密を侵したと判断される場合には、信書便法第5条第1項及び同法第44条に基づき、信書の秘密を侵した者自身に対して罰則が適用さ

<p>れることとなる。ここでいう「信書の秘密を侵す」とは、正当な事由なく、信書の秘密を知得し又は漏えいする行為をいう。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報取扱事業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ② <u>消費者等の権利利益の一層の保護</u> <p>また、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。</p> ○ 信書便法 <ul style="list-style-type: none"> (秘密の保護) <p>第5条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。</p> <p>2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第44条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前2項の罪の未遂は、罰する。</p>	<p>れることとなる。ここでいう「信書の秘密を侵す」とは、正当な事由なく、信書の秘密を知得し又は漏えいする行為をいう。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 6 個人情報取扱事業者等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人情報取扱事業者に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ① <u>事業者が行う措置の対外的明確化</u> <p>また、事業者において、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要である。</p> ○ 信書便法 <ul style="list-style-type: none"> (秘密の保護) <p>第5条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密は、侵してはならない。</p> <p>2 信書便の業務に従事する者は、在職中信書便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。</p> <p>第44条 一般信書便事業者又は特定信書便事業者の取扱中に係る信書の秘密を侵した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 信書便の業務に従事する者が前項の行為をしたときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 前2項の罪の未遂は、罰する。</p>
--	--